⑲　本工事は、入札書提出期限前に発注者が一部の単価を公表する試行工事である。

⑳　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成21年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の要件をすべて満たすポンプ設備を施工（製作又は購入のみは除く）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。

なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の(ｱ)から(ｴ)の要件をすべて満たすポンプ設備を新設、改造、更新又は修繕（保守点検及び塗装は除く）した工事のうち、当該主ポンプを製作し、据付した工事の引き渡しを完了した実績を有すること。

ただし、(ｱ)から(ｴ)は同一設備であること。製作と据付が別工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

(ｱ)　陸用ポンプであること。

(ｲ)　立軸型ポンプであること。

(ｳ)　揚水又は排水を目的としたポンプ設備であること。

(ｴ)　１台当たりの吐出量が４㎥／ｓ以上であること。

※　改造とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能・性能又は信頼性の向上を目的とした作業。

※　更新とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能を復旧するため、新しいものに設置し直すこと。

※　修繕とは、設備、装置等の故障、機能低下に伴う調整、修理等、機器の復旧及び機能維持を目的とした作業。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

(5)　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

(6)　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　平成21年度以降に、同一の者が以下に示すポンプ設備を施工した工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成21年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。

なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：元請けとして下記の(ｷ)から(ｹ)の要件をすべて満たすポンプ設備を新設、改造、更新又は修繕（保守点検及び塗装は除く）した工事を現場施工した実績を有すること。

ただし、(ｷ)から(ｹ)は同一設備であること。

(ｷ)　陸用ポンプであること。

(ｸ)　立軸型ポンプであること。

(ｹ)　揚水又は排水を目的としたポンプ設備であること。

※　改造とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能・性能又は信頼性の向上を目的とした作業。

※　更新とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能を復旧するため、新しいものに設置し直すこと。

※　修繕とは、設備、装置等の故障、機能低下に伴う調整、修理等、機器の復旧及び機能維持を目的とした作業。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7)　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　上記１(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

(1)　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

①　以下(2)(ｲ)(ｳ)の技術提案書等により最大64点の加算点を与える。

②　以下(2)(ｱ)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

③　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2)　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

(ｱ)　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(ｲ)　性能等の評価に関する事項

(i)　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「主ポンプ製作時における振動抑制対策」について